

平成22年度
発生予察情報

特殊報第1号

平成22年7月23日
埼玉県病害虫防除所
(TEL:048-525-0747)

ウメ輪紋ウイルス(plum pox virus)による病害の発生について

県内のウメ樹において、葉に退緑斑紋及び退緑輪紋などの症状があり、その葉を検定したところ、県内では初めてウメ輪紋ウイルスが確認されました。

なお、このウイルスは果実からウメ、モモ等の植物へ感染することはありません。

また、このウイルスは植物に感染するものであり、ヒトに感染しませんので、果実を食べても健康に影響はありません。

* ウメ輪紋ウイルスは、plum pox virus の正式和名です。

* 特殊報：新奇な有害動植物を発見した場合及び重要な有害動植物の発消長に特異な現象が認められた場合に発表するものです。

1 病害虫名 ウメ輪紋ウイルス

2 発生経過

- (1) 平成22年6月3日、東京都青梅市内で感染が確認されたウメ樹から半径1 kmの範囲内に存在する県内の園地にある宿主植物（ウメ、モモなど）について、農林水産省と県が共同で詳細調査を行った。
- (2) この結果、飯能市内の園地で感染が疑われるウメ1樹を確認し、検定のためサンプルを採取した。
- (3) 採取サンプルを農林水産省横浜植物防疫所において、イムノクロマト法及びLAMP法で検定を行ったところウメ輪紋ウイルスの感染を確認した。
- (4) ウメでの感染は、既に東京都、神奈川県、茨城県、滋賀県で確認されているが、埼玉県では初めてである。

3 病原ウイルスの性質と病徴

- (1) 本ウイルスは、モモ、スモモ等の核果類植物に広く感染する重要な病原ウイルスであり、1915年にブルガリアで発見されて以来、欧州、アフリカ、アジアの一部、北米及び南米の一部で発生が確認されている。
- (2) 宿主植物は、ウメ、モモ、スモモ、アンズ等の *Prunus* 属の核果類植物である。
- (3) 本ウイルスは感染植物の吸汁によりウイルスを獲得したアブラムシが、健全な宿主植物を吸汁することで伝搬される。なお、アブラムシが獲得したウイルスは数時間のうちに活性が失われる非永続性伝搬である。また、接ぎ木によっても伝搬され、感染苗木等の人為的な移動によっても伝搬される。なお、生果実からの自然感染は確認されていない。

(4) 本県で確認された病徴は、葉の退緑斑紋や退緑輪紋である。

東京都などの感染例では、これまでのところ果実での顕著な被害は確認されていないが、葉の退緑輪紋及び花卉の薄赤色の斑入り症状(ブレーキング症状)が確認されている。

海外の報告によると、モモ等の核果類の果実では表面に輪紋や斑紋が生じ、商品価値の低下や早期落下による減収があるとされている。



発病葉



退緑輪紋がある葉

4 防除対策

- (1) 本ウイルスを媒介するアブラムシ類の防除を徹底するとともに、アブラムシ類の発生源となる周辺雑草を除去する。
- (2) 感染樹を除去する。
- (3) 新たな苗木や穂木の導入に当たっては、無病の健全なものを使用する。



ウメの花弁のブレーキング症状
(農林水産省プレスリリースより)

表 ウメのアブラムシ類の防除薬剤例

農薬名	系統	収穫前日数	使用回数
スミチオン乳剤	有機リン	14	2
ダイアジノン水和剤 34*1	有機リン	21	2
バイスロイドEW*2	ピレスロイド	14	2
ダントツ水溶剤*2	ネオニコチノイド	3	3
チェス水和剤	ピリジンアゾメチン	21	2
モスピラン液剤	ネオニコチノイド	1	3

*1 小粒核果類で登録

(使用基準は平成22年7月22日現在)

*2 桑園の近くでは使用しない

※ 農薬危害防止運動実施中（平成22年5月1日～8月31日）

＜農薬使用上の注意事項＞

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍率は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬の選定に当たっては、系統の異なる薬剤を交互に散布する。
- 4 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 5 スピードスプレーヤを使用した防除ではドリフトが発生しやすいので、風のない日に適正な方法で散布する。
- 6 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。